

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画曲里地区地区計画を次のように変更する。

名 称	曲里地区地区計画	
位 置	北九州市八幡西区東曲里町及び西曲里町地内	
面 積	約11.0ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、本市の副都心黒崎駅前市街地に隣接しており、老朽化した低層住宅が大部分を占める社宅地であったため、空家が増加しインナーシティを特徴づける事象が現れてきたので、黒崎地区活性化のため再開発の必要性が高まり、再開発事業が実施された地区である。</p> <p>このことから、本地区計画は、スポーツ、レジャー、ショッピング、カルチャー等の施設を織り込んだ再開発事業を適切に誘導するとともに、活気と潤いのある市街地の形成及び保全を目標とする。</p>	
保 全 の 方 針	土 地 利 用 の 方 針	黒崎駅前商業地区に隣接して、スポーツ、レジャー、ショッピング、カルチャー等の施設核を形成する。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	スポーツ、レジャー、ショッピング、カルチャー等の施設を中心にした良好な都市環境を形成するため、用途の混在による環境悪化を防止するとともに、壁面の位置の制限を行う。
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	建築基準法別表第二(リ)項第二号に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。
	壁 面 の 位 置 の 制 限	国道200号の道路境界線から建築物の2階以上の部分の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1.0mとする。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

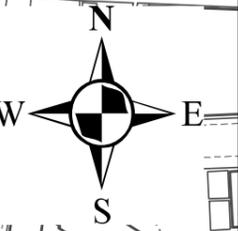
都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：昭和63年3月22日告示 第69号

修正(最終)：平成30年3月30日告示 第102号(関連法令改正に伴う修正)

北九州広域都市計画 曲里地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500



計画図



凡例

地区計画区域